

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画—(変更計画)—書

令和5年6月 26日

(宛先) さいたま市長 様

報告者

住 所 埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地  
株式会社タムロン  
氏 名 代表取締役社長 鮎坂 司郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-684-9111

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、  
令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、  
提出します。

事業所の名称	株式会社タムロン 本社
事業所の所在地	埼玉県さいたま市見沼区蓮沼1385番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
変更の概要	

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	光学機械器具・レンズ製造業
② 事業の規模	(2022年度 全社売上高) 63,445百万円
③ 従業員数	(本社) 779人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類 → 破碎等(委託) → 燃料化・再生利用等(委託) 廃油 → 焼却(委託) → 焼却灰はスラグ等として再利用(委託) 金属くず → 分別等(委託) → 製鉄原料化(委託) 木くず → 破碎等(委託) → 燃料化等(委託) ガラス陶磁器くず → 破碎等(委託) → 路盤材等として再利用(委託) 汚泥 → 加熱・焼却(委託) → 焼却灰はセメント原料化等(委託)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

タムロン本社 総務部（主管部門）



環境マネジメントシステムによる負荷低減等の活動組織

- ・廃棄物削減部会（廃棄物の削減・抑制・再資源化等に関する検討・検証チーム）
- ・統合マネジメント推進委員（職場教育・エコパトロール等の実施）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量		
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 社内ルール（廃棄物管理手順等）に則り、廃棄物全般の分別を実施している。
②計画	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の分別を継続・徹底とともに再資源化に有効な改善、見直しを行う。

(第2面 別紙)

### 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】						
①現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油	金属くず	木くず	蛍光灯
	排出量	20.99 t	4.38 t	39.29 t	2.36 t	0.02 t
	(これまでに実施した取組)				ガラス陶磁器くず 0.73 t	
	・ インプット（材料等使用量）の削減、製品設計の見直しによる廃棄物減量化				汚泥	合計
	・ 金型加工トライ回数の削減（廃プラ削減）	・ 機械用油剤等のロングライフ化			0.02 t	67.79 t
	・ 再利用の推進					
	・ 社内スペースの有効活用・業務効率化を図る「モノレス」活動推進により 一時的に金属くずが増加（前年度から継続中）					

【計画】						
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油	金属くず	木くず	蛍光灯
	排出量	21.20 t	5.10 t	30.00 t	3.50 t	0.05
	(今後実施する予定の取組)				ガラス陶磁器くず 0.50	
	・ 従来からの排出抑制策・再資源化促進の継続				汚泥	合計
	・ 職場整理活動の継続、生産活動量の増加、搬送用パレット等の増加により 廃棄物発生量の高止まりが見込まれるが、昨年実績を下回る計画とする				0.10	60.45 t

(第2面 別紙)

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)  特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)  実施予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	t
②計画	(これまでに実施した取組)  特になし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)  実施予定なし		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)  特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)  実施予定なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 → 現状・計画とも別紙のとおり

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
(これまでに実施した取組)			

(第4面 別紙)

(第5面)

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】									
②計画 ※事務処理欄	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油	金属くず	木くず	蛍光灯	ガラス陶磁器くず	汚泥	合計
	全処理委託量	21.20 t	5.10 t	30.00 t	3.50 t	0.05 t	0.50 t	0.10 t	60.45 t
	優良認定処理業者への処理委託量	21.00 t	5.10 t	0 t	3.50 t	0.05 t	0.50 t	0.10 t	30.25 t
	再生利用業者への処理委託量	21.20 t	5.10 t	30.00 t	3.50 t	0.05 t	0.50 t	0.10 t	60.45 t
	認定熱回収業者への処理委託量	21.00 t	0 t	0 t	3.50 t	0 t	0.50 t	0.10 t	25.10 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(これまでに実施した取組)

引き続き処理フローが明確で、再資源化を推進している委託先を選定していきます。

(第5面)

備考

- 1 様式は、日本工業規格A4により作成し、翌年度の6月30日までに報告すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業所において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※事務処理欄は記入しないこと。

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万m<sup>3</sup>以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万m<sup>3</sup>以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、日本工業規格A4により作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。